

別記様式（指導監査結果の公開に係る実施要領第3条第2項、第6条第2項）

法人指導監査結果概要

| | | | |
|--|-------------------|--|-----------|
| 法人の名称 | 社会福祉法人 香取市社会福祉協議会 | | |
| 実施年月日 | 令和5年12月13日 | 改善報告書提出日 | 令和6年1月30日 |
| 文書指摘の内容 | | 改善状況 | |
| <p>会計管理</p> <p>（資金運用規程）</p> <p>定款第37条第3項（資産の管理）において、「前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会及び評議員会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。」と定めている。一方、資金運用規程では、第3条、第4条並びに第7条第1項において、「理事会の議決を経て」「理事会の定める方法により、運用を図るものとする。」とし、その運用対象とする有価証券に「株式を含む」と規定していることから、決議の方法に定款と資金運用規程に不整合が認められる。</p> <p>（経理事務処理）</p> <p>23区地区社会福祉協議会の助成金費用の支出については、収支決算書と共に会計帳簿、普通預金通帳、領収書等の証憑に基づく支出の確認をすること。</p> | | <p>令和6年1月16日開催の理事会において、資金運用規程の一部改正を行い、定款との整合性を図った。</p> <p>23地区社協の会長及び会計担当者を招集し、本会職員による収入支出について出納簿・通帳・証憑等の確認を行った。</p> | |